

第 1 章 計 画 の 策 定

1 策定の趣旨

広島県では、これまでに循環型社会¹の形成を目指して、第1次廃棄物処理計画(平成15年3月策定)及び第2次廃棄物処理計画(平成19年12月策定)を策定し、県民・事業者・NPO等の関係団体・行政が協力して廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んできました。

しかしながら、廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理や処理施設の確保及び不法投棄等について、依然として課題が残されています。

更に、世界的には、地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、資源制約の顕在化に加え、人類が大量に排出しているCO₂(二酸化炭素)などの温室効果ガスがもたらす地球温暖化により、水資源や生態系などに悪影響が生じてきています。

これらの課題を解決し、将来世代にも継承することができる持続可能な社会づくりをするためには、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の実現に向けた取組とともに、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会²」の構築に向けた取組を併せて進めることが重要です。

環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現させるためには、これら取組の相互関係を踏まえ、一体的な取組を展開していく必要があります。

廃棄物処理を取り巻く状況は年々変化しており、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の徹底などについて、まだ多くの課題が残されており、循環型社会を実現させるためには、県民・事業者・NPO等の関係団体・行政等の各主体が連携・協働して取り組むことによって相乗効果を発揮することが大切です。

県民は、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立を図ることが重要です。

事業者は、環境経営³を徹底させ、技術開発を進めるほか、製品・サービス提供のあらゆる段階において3R⁴の考え方を浸透させることが重要です。

NPO等の関係団体は、先進的な取組や研究を主導するとともに情報発信や各主体の具体的な行動のきっかけ作りなど、つなぎ手としての役割を果たしていくことが期待されます。

行政は、各主体の取組基盤整備、法制度の施行、廃棄物等の循環的利用及び処分の実施に加え、各主体間のコーディネータとしての役割を果たす必要があります。

これらを踏まえ、これまでの県民・事業者・NPO等の関係団体・行政の取組、第2次計画の評価、産業廃棄物埋立税の税収を利用した施策の効果や各種リサイクル法の改正の動向などを基に、循環型社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、第3次広島県廃棄物処理計画(以下「第3次計画」という。)を策定しました。

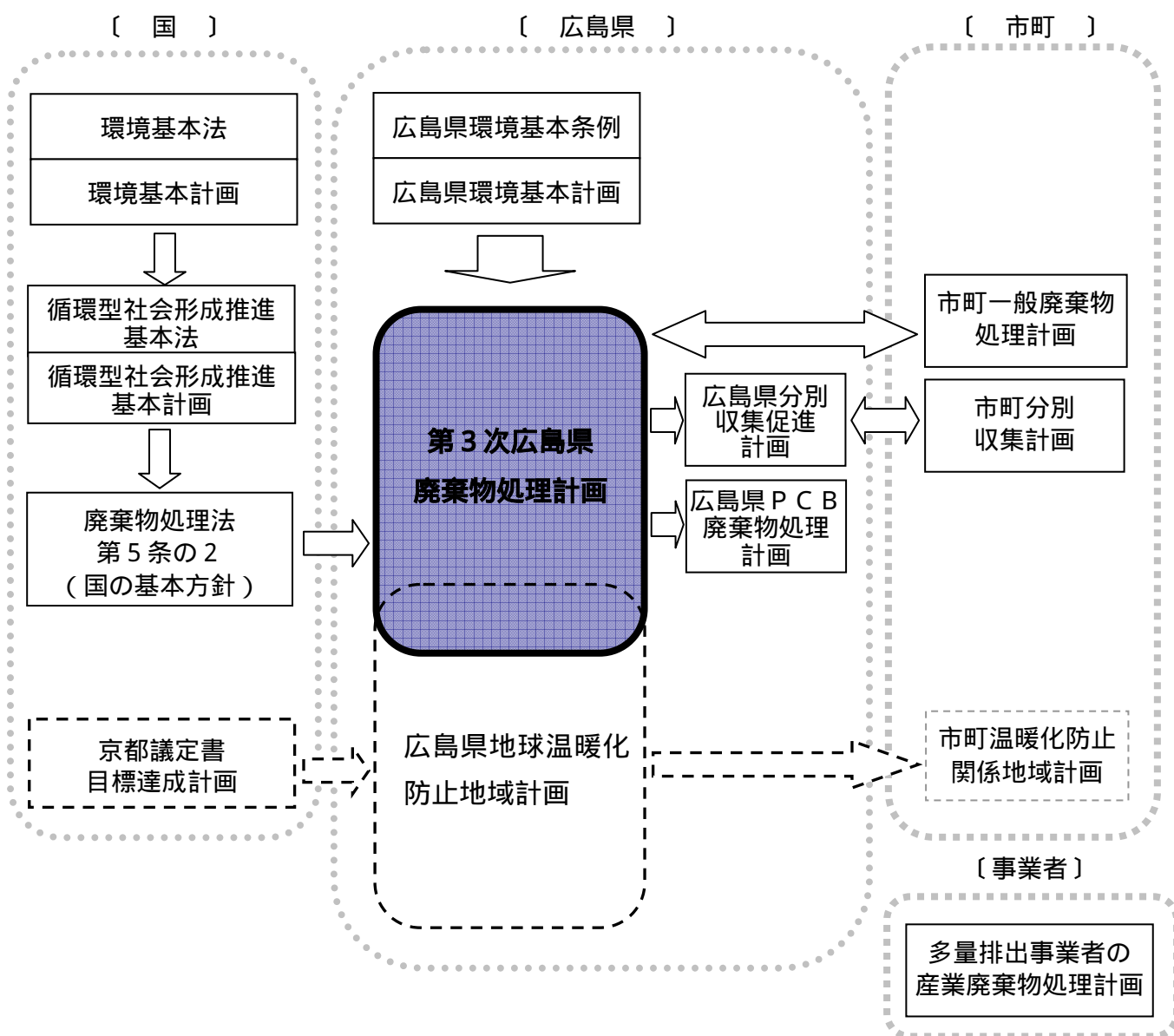
1 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
2 低炭素社会：二酸化炭素等温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。
3 環境経営：従来の規制対応を中心とした環境保全だけでなく、環境への配慮を企業経営に統合すること。
4 3R：リデュース(Reduce：発生抑制)、リユース(Reuse：再使用)、リサイクル(Recycle：再生利用)をいう。リフューズ(Refuse：過剰包装等の拒否)、リペアー(Repair：修理)を含めて5Rとすることもある。

2 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づく法定計画です。

廃棄物処理法第5条の2に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即したものであり、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の趣旨を踏まえたものです。

また、広島県環境基本計画に掲げた循環型社会の実現を図るための、本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、県民・事業者・廃棄物処理業者・市町・県がそれぞれの役割分担において、廃棄物の発生抑制，再利用，再生利用及び適正処理を推進する指針とします。

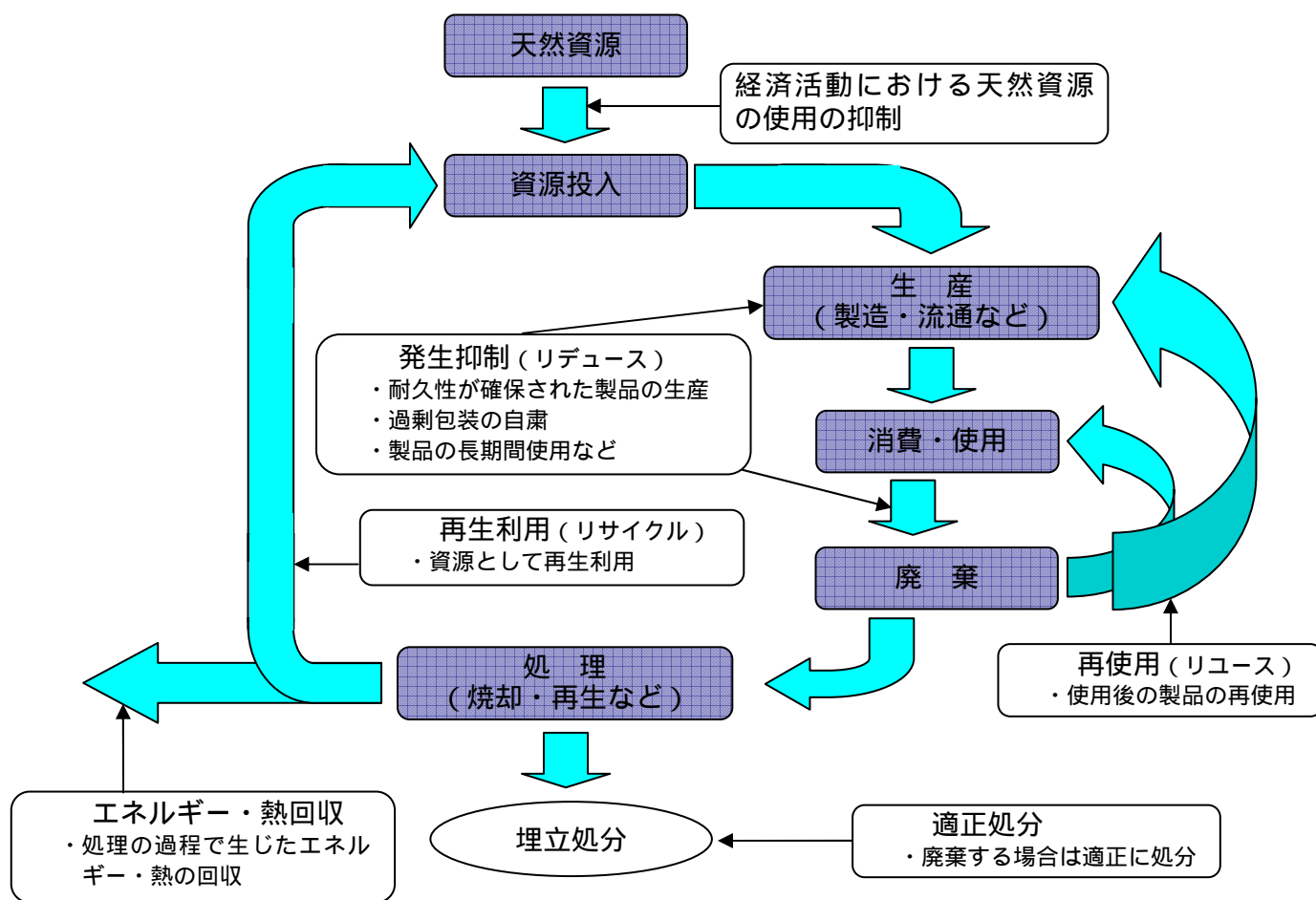


3 目指すべき循環型社会の姿

大量生産,大量消費,大量廃棄といったこれまでの社会経済システム⁵や一人ひとりのライフスタイルを見直し,できる限り廃棄物の発生を抑制し,再使用,再生利用及び熱回収等を進めた上で,残った廃棄物については,環境負荷の低減に配慮して適正に処理していく「循環型社会」の実現を目指します。

また,この循環型社会の実現を目指す取組は,低炭素社会との一体的実現も視野に入れた取組とします。

目指すべき循環型社会の姿

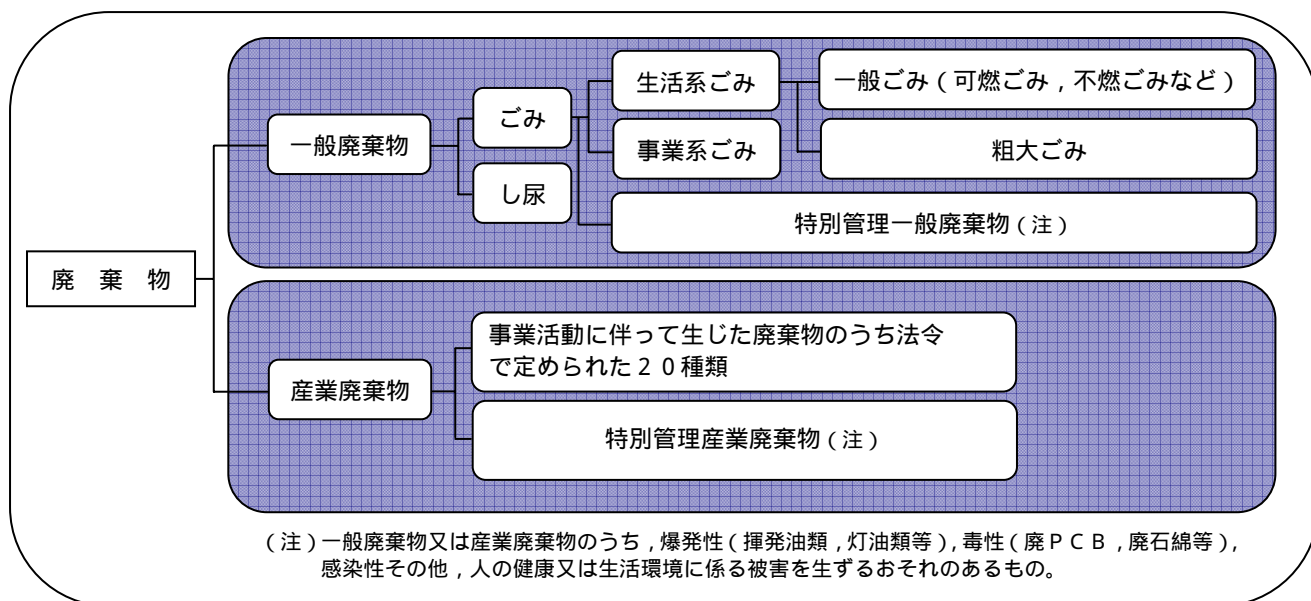


上の図は,目指すべき循環型社会において,天然資源が最終的に埋立処分等されるまでの,資源循環フローです。

5 (大量生産,大量消費,大量廃棄型の)社会経済システム:ここでは,(大量生産,大量消費,大量廃棄型の)社会的・経済的活動や生活様式のことをいう。

4 計画の対象

この計画は、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物を対象とします。



5 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、平成27年度を目標年度とします。

6 廃棄物処理計画と市町計画との関係

市町は、廃棄物処理法により、区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講じる責務を負っています。このため、市町は、一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理計画や、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づく分別収集計画を策定し、一般廃棄物の処理やリサイクルなどに取り組むこととされています。

この廃棄物処理計画は、市町がこうした取組を計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示すものです。